

鳥取縣公報

昭和二十六年一月十六日
火曜日
第二千七百七十五号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

告示

◇鳥取縣告示第十二号

肥料取締法（昭和二十五年五月法律第二百二十七号）の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

登録番号

肥料の名称

含有する全成分の最少量(%)

住 所 氏 名

鳥取縣一八四	植物油粕 (四、〇わたしみ油粕)	四、〇	一、〇	一、〇	米子市灘町二丁目七五	松本 廣雄
同 一八五	米ぬか油粕	二、〇	四、〇	一、〇	西伯郡御來屋町大字東河原六四	鳥取製油株式会社

◇鳥取縣告示第十三号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十六年一月十六日
鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

本籍地 日野郡石見村大字下石見四一九番地
現住所 鳥取市西町三八〇番地前川シナ方

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二二号
高橋 政子
大正四年四月十三日生

01039

本籍地 日野郡日野上村大字生山六九番地二
現住所 同本籍地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二三号
富 田 千 登 世

本籍地 西伯郡日吉津村大字日吉津七二七番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二四号
沢 井 静 枝

本籍地 西伯郡光徳村大字東坪二九七番地
現住所 同 御來屋町八八七番地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二五号
小 谷 近 惠

本籍地 氣高郡宝木村宝木三一五番地
現住所 鳥取市本町一丁目鳥取縣立中央病院寄宿舍内

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二六号
大正六年十月五日生

加 藤 喜代子
大正十三年四月九日生
本籍地 西伯郡御來屋町一、〇九八番地
現住所 同本籍地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二七号
加 納 秋 子
大正十三年九月二十二日生

本籍地 鳥取市栗谷町一〇番地ノ一二
現住所 同本籍地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二八号
中 嶋 君 枝

本籍地 東伯郡長瀬村大字田後六六八番地
現住所 米子市西町六〇番地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五二九号
根 鈴 澄 惠

本籍地 西伯郡名和村大字加茂二八七番地
大正七年四月二十四日生

01040

現住所 東伯郡八橋町大字笠見四四番地

昭和二十五年十二月二十七日第一、五三〇号
谷 口 ゆ き 子

本籍地 島根縣周吉郡中條村大字有木
現住所 米子市西町三六ノ一番地

大正十二年六月二十八日生
昭和二十五年十二月二十七日第一、五三一号
村 上 ス ス ミ

昭和三年九月一日生

◇鳥取縣告示第十四号
助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

前本籍地 東伯郡南谷村大字松河原一〇〇六番地

現本籍地 岩美郡宇倍野村大字清水二五一番地

現住所 東伯郡倉吉町宮川町一五五ノ四番地増田方

昭和二十五年二月二十日婚姻により前姓「小倉」
を「山本」へ並びに本籍地住所変更により昭和二十
五年十二月十一日名簿訂正方願い出により同年
十二月二十七日訂正
山 本 藤 枝

昭和四年七月九日生

前住所 日野郡溝口町一三番地岡本省二方
現住所 米子市花園町三一番地

昭和二十五年十二月十三日住所変更により同年十
二月二十日名簿訂正方願い出により同年十二月二
十七日訂正
奥 田 敏 子

大正九年三月二十八日生

◇鳥取縣告示第十五号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武
本籍 西伯郡外江町二、〇七八番地
住所 同本籍地

昭和二十五年三月五日東京都へ転出により同年十二月二十八日名簿取消方願い出たので昭和二十五年十二月二十七日取消

足 立 陸 美
大正十三年六月二十五日生

◇鳥取縣告示第十六号

自作農創設特別措置法施行令(昭和二十一年勅令第六百二十一号)第十一條の規定により自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第十五條第一項の対價の算定基準を次のように定める。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

宅地等の対價算定基準

一、宅地

昭和二十五年七月三十日現在における土地台帳法による賃貸價格に財産税法に定める倍率を七倍した率を乗じて得た額の範囲内とすること。

二、建物

(1) 昭和二十五年七月三十日現在における土地台帳法による賃貸價格があるものについては、その賃貸價格に財産税法に定める倍率を七倍した率を乗じて得た額の範囲内とすること。

(2) 昭和二十五年七月三十日現在における土地台帳法による賃貸價格の定めのない建物については、近傍類似の建物で前号の價格に比準してこれを定めること。

三、農業用施設

(1) 農機具

(2) 物價統制令による統制額の定めのあるものについてはその統制額の範囲内で残存耐用年数を考慮

してこれを定めること。
(3) 物價統制令による統制額の定めのないものについては統制額の定めのある類似の農機具の價格を基準とし残存耐用年数を考慮してこれを定めること。

(2) 水利施設

(4) 特定の農地のために設置されている施設であつても慣行上当然にその農地とともに所有權の移転されるものについては獨立の施設として評價しな

(5) 慣行上農地と獨立に売買されるものについては

溜池、用排水路等はその敷地の價額によるものとすし、その他の水利施設については、農機具又は建物の價格に準ずること。但し前段の敷地の價額は未墾地評價方法を準用すること。

(3) その他の農業用施設

前(4)(5)の評價方法に準ずること。

◇鳥取縣告示第十七号

次の者に対し兒童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取市浜坂四三番地 岡村 笠与子

◇鳥取縣告示第十八号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により鳥取市長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当するものでない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

記

01043

昭和二十六年一月二十日から
同 年一月二十六日まで

◇鳥取縣告示第十九号

昭和二十四年十月鳥取縣告示第五百七十四号鳥取縣治山
事業施行規程に基いて水源林造成事業要綱を次のように
定める。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴 木 武

鳥取縣水源林造成事業施行要綱

第一條 水源林造成事業(以下「事業」という。)は河
川上流の水源地帯に設定せられた保安林の林相を強化
し治水及び流量調節機能の發揮による水害の防止と水
資源の経済化を目標とし併せて森林資源を造成するを
目的とする。

第二條 この事業は鳥取縣治山事業施行規程によるの外
この要綱に基いて施行するものとする。

第三條 この事業は人工植栽のみに限定し縣直営又は事
業施行地の市町村若しくは森林組合の請負により施行
するものとする。

第四條 この事業は第一條の規定による保安林のうち次
の各号の要件を備えた民有地に施行するものとする。

1、この事業施行地の面積は原則として一圃地五町步
以上であること。

2、この事業の施行地は無立木地、散生地及び伐跡地
であること。但し今後の伐採跡地に対しては施行し
ない。

3、技術的に事業の施行が可能であること。

第五條 知事は事業を実施した箇所の保護撫育の万全を
期するため市町村を区域とする保護組合を結成させる
ことができる。

第六條 この事業の施行予定地の決定並びに測量につい
ては知事は關係事務所長と協議の上相協力して実施す
るものとする。

第七條 測量は器械測量により精密に実施するものとし

01044

る。

第八條 設計書は關係地方事務所において作製し実測図
及び野帳を添付して縣に提出するものとする。

第九條 縣においては全部の設計書及び図面を檢定し予
算との關係を考慮の上施行地及び事業量を確定するも
のとする。

第十條 第七條及び第八條については別に細目を定める
ものとする。

第十一條 この事業施行地の地方事務所長は事業着手及
び終了のつ、度速やかにその旨を知事に報告するものと
する。

第十二條 事業施行中において天災事変等のため突発的
事故の発生した場合は地方事務所長は知事に急報する
とともにその詳細を調査し意見を附して知事に報告の
上その指示を受けるものとする。

第十三條 しゅん功検査は縣において実施するを原則と
する。但し必要ある場合は關係地方事務所長をして実
施させることがある。

第十四條 事業費はしゅん功検査の結果に基いて請負者
の請求によりこれを支払うものとする。

附 則

第十五條 この要綱は公布の日から施行し昭和二十五年
八月一日から適用する。

選挙管理委員会告示

◇鳥取縣選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法第十七條の規定により提出のあつた青年
同交会の解散の際の收支に関する報告書の要旨は次の通
りである。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣選挙管理委員会委員長 上 根 政 幸

政党協会、その他の団体の收支に関する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十七條による報告書
二、期間 自昭和二十五年十一月二十五日
至昭和二十六年 一月 十日

三、報告書の要旨

青年同交會	政党、協会その他の 団体名		寄附及び 収入の総額		一件千円 以上の寄附		一件五百 円以上の 寄附		支出の総額		一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告書受理 年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和二六、一〇

四、主要なる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当事項なし
- (二) 支出 該当事項なし

◇鳥取縣選舉管理委員會告示第三号

政治資金規正法第十三條第一項第一号により提出のあつた選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書(鳥取市會議員選挙に關するもので昭和二十五年十二月十日迄の第一回分)の要旨は次の通りである。

昭和二十六年一月十六日

鳥取縣選舉管理委員會委員長 上 根 政 幸

政党、協会その他の団体の收支に關する報告書要旨

一、種類 政治資金規正法第十三條の規定による報告書

二、期間 自昭和二十五年十一月二十七日(昭和二十五年十二月十七日執行の鳥取市會議員選挙に關する第一回報告分) 至同 年十二月十日

三、報告書の要旨

団体名	寄附及び 収入の総額		一件千円 以上の寄附		一件五百 円以上の 寄附		支出の総額		一件千円 以上の支 出		一件五百 円以上の 支出		報告書受理 年月日
	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	件数	総額	
救国青年連盟鳥取縣本部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	昭和二五、一二
鳥取縣 医政連盟	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
鳥取縣農業団体協議會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
日本共産党鳥取縣委員會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
同鳥取縣因幡地区委員會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
日本農民組合鳥取縣連合會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
日農鳥取縣東部地区連合會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
自由党鳥取縣支部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
自由党鳥取縣支部因幡部會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一
同 岩美支會	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	同 一一

四、主要なる寄附者及び支出

- (一) 寄附者 該当事項なし
- (二) 支出 該当事項なし

